

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 29 年 7 月 3 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 柿 本 元 気  
同 東久保 耕 也

奈 監 第 23 号

平成 29 年 7 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市議会議長 浅 川 仁 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 柿 本 元 気  
同 東久保 耕 也

財政援助団体の監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

第 1 監査対象

「東アジア文化都市 2016 奈良市」準備委員会及び「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会（以下「実行委員会」という。）

第 2 監査対象の概要

1 団体の概要

(1) 目的

東アジア域内の相互理解と連帯感の形成を促進し、東アジアの多様な文化の国際発信力強化を図るとともに、開催都市の文化的特長を生かした文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興により継続的な発展を目指す東アジア文化都市事業を実施することを目的とする。

(2) 組織（平成 28 年 4 月 1 日現在）

委員長 1 人、副委員長 2 人、委員 11 人、オブザーバー 5 人、アドバイザー 1 人、監事 2 人、事務局 18 人（事務局長 1 人、事務局次長 1 人、職員 16 人）

(3) 所管部署

市民活動部東アジア文化都市推進課

なお、平成 28 年度末に同課は廃止され、東アジア文化都市事業に係る決算書等は同部文化振興課へ引き継がれている。

(4) 収支状況

【平成 27 年度】

単位：円

項	目	金額
市支出金	市負担金	105,000,000
雑入	雑入	1,000
収入合計		105,001,000
事業費	基幹事業費	48,990,000
	オープニング費	38,599,722
広報宣伝費	広報宣伝費	13,080,000
事務管理費	事務局費	1,781,371
支出合計		102,451,093
収支差額		2,549,907

【平成 28 年度】

単位：円

項	目	金額
市支出金	市負担金	374,232,000
雑入	雑入	9,670
収入合計		374,241,670
事業費	基幹事業費	210,993,126
	交流事業費	29,620,461
	シンポジウム費	31,274,019
	連携事業費	3,895,254
広報宣伝費	広報宣伝費	37,486,919
事務管理費	運営費	14,812,478

	事務局費	1,188,432
支出合計		329,270,689
収支差額		44,970,981

※平成27年度及び平成28年度の収支差額は市へ返還されており、その結果、市負担金及びその財源内訳は、次表のとおりとなっている。

単位：円

年度	市負担金	財源内訳	
		国庫支出金	一般財源
平成27年度	102,450,093	72,235,003	30,215,090
平成28年度	329,261,019	118,468,134	210,792,885
合計	431,711,112	190,703,137	241,007,975

## 2 事業の概要

### (1) 開催期間

平成28年3月26日（土）～同年12月26日（月）  
 〈うちコア期間9月3日（土）～10月23日（日）〉

### (2) 会場

八社寺、ならまち、平城宮跡など奈良市内各所

### (3) 事業構成

「東アジア文化都市2016奈良市」事業の柱となる「基幹事業」、中国・韓国のパートナー都市とともに開催する「交流事業」、奈良の既存のポテンシャルを生かした様々な事業と連携し発信する「連携事業」、東アジアの文化をテーマとした「シンポジウム」で構成する。

#### ア 基幹事業

「美術」「舞台芸術」「食」の3つの基幹事業を中心にプログラムを展開。コア期間に集中的にプログラム「古都祝奈良ー時空を超えたアートの祭典」を実施

#### イ 交流事業

伝統芸能や音楽、学術研究といった複合的プログラムによる文化交流を展開。日中韓の市民が直接顔を合わせ交歓し合う事業を実施

#### ウ 連携事業

奈良ならではの発信力の高い催事や文化的ポテンシャルの高い既存事業等と連携するとともに、市民が企画する事業とも連携

#### エ シンポジウム

現代の芸術文化や伝統文化等をテーマに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を目指したシンポジウムを開催

### 第3 監査期間

平成29年4月24日～同年6月30日

### 第4 監査方法

平成27年5月21日から平成29年3月31日までの出納その他の事務の執行について、決算報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係者からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

### 第5 監査結果

監査した財務に関する事務については、一部において改善を要する事例が見受けられたものの、おおむね適正に執行されていた。

実行委員会が、東アジア文化都市事業のコア期間（平成28年9月3日～同年10月23日）に使用するレンタル車両（軽ワゴン車2台）の燃料費の関係書類を査閲したところ、支出命令書に添付されている領収書（レシート）に、車両番号や宛名が記載されていなかった。また、誰が、いつ、どこへ、何の目的で車を使用し、給油したのかを確認できる記録も存在しなかったため、燃料費が実行委員会で支出すべきものかどうかの判断ができなかった。

領収書は、重要な外部証拠資料であることから、必要な情報が記載されたものを受領し、適正に事務処理を行われない。

#### 【意見】

東アジア文化都市事業のコア期間に使用したレンタル車両以外に、事業の全期間を通して使用していたリース車両が3台あった。リース車両は、実行委員会と市とで共用していたにもかかわらず、市が契約を締結し、費用も全額負担していた。

実行委員会と市は別組織であることから、実態に合わせて区分し、負担されたい。